

議案第 28 号

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2
6 年日出町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「しないこと」の次に「とすること」を加える。

第 7 条に次の 2 項を加える。

- 4 町長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携
施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこ
ととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定す
る施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であ
って、町長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力

を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「附則第3項において同じ。」を削る。

第47条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第4項において「特別保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「(第24条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。